

福島県ソーシャルビジネス推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織の名称は、福島県ソーシャルビジネス推進協議会（以下、当会という。）と称する。略称は、福島県SB協議会、あるいは、F-SBとする。

(事務所)

第2条 当会は、福島県郡山市にある特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク内に事務所をおく。

(目的)

第3条 当会は、「ソーシャルビジネス」（以下、SBという。）と呼ばれる、地域課題や社会的課題をビジネスの手法も取り入れて解決していく方法が、多様性のある豊かな地域づくりと地域産業の振興・雇用創出に重要であると考え、福島県のSBの普及推進を図り、SB事業者、支援組織、関係機関の連携協力体制を確立することを目的とする。

(活動の種類と事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勉強会・交流会の開催
- (2) 普及啓蒙のためのフォーラムの開催
- (3) SB事業者に対する支援
- (4) SB支援組織の連携と支援スキームの研究
- (5) ソーシャルビジネス推進イニシアティブ、東北ソーシャルビジネス推進協議会（T-SB）と連携した事業
- (6) その他、当会の目的達成のために必要なこと

第2章 会員・役員

(会員)

第5条 会員は、当会の趣旨に賛同する者とする。

2 会員は、正会員と賛助会員とする。

(会費)

第6条 正会員は、別に定める会費をその年の総会までに、別に定める方法で納めなければならない。

2 賛助会員は、会費を納める必要はない。

(種別および選任)

第7条 当会に、次の役員を置く。

運営委員は、3名以上7名以内とする。

監事は、2名以内とする

2 運営委員のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 運営委員および監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。

4 会長、副会長は、運営委員会において互選する。

5 監事は、運営委員を兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。

第3章 会議

(種別)

第9条 当会の会議は、総会および運営委員会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(開催)

第10条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合に開催する。

3 運営委員会は必要なときに随時開催する。

第4章 事務局・事業年度

(事務局)

第11条 当会に事務局をおく。

2 事務局には、事務局長1名、事務局職員数名をおくことができる。

(事業年度)

第12条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則1 会費について、第6条にかかわらず、当面は徴収しない。

付則2 設立当初の事業年度は、第12条にかかわらず、設立日である2010年2月25日から、2011年3月31日までとする。